年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から同年9月まで

平成4年7月に会社を退職後、社会保険事務所(当時)から、「納付をしないと後々年金を受けられなくなります。」という案内書が届いたため、国民年金の加入手続を行うとともに、夫婦二人分の国民年金保険料を一括納付した記憶があり、申立期間について、妻の分は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「会社を辞めた後、すぐにではないが、国民年金に加入し、夫婦二人分を一括で納付した。」としているところ、その妻については、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に合わせて、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更が行われ、申立期間の保険料が納付されていることが確認でき、申立人の供述に信憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間以外の期間はすべて厚生年金保険被保険者期間であることから、申立期間以外に国民年金の未加入及び未納は無い上、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から52年4月まで

② 昭和58年4月から同年9月まで

申立期間①については、昭和 49 年 11 月に退職した後、すぐに国民年金の加入手続を行い、当時は3か月ごとに国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未加入とされているのは納得できない。

また、申立期間②の国民年金保険料については、当時は半年分ずつまとめて納付していたにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、特殊台帳(マイクロフィルム)、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳により、申立人は昭和52年5月31日に国民年金の任意被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人は同年同月以降の国民年金加入期間について、申立期間②を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間②の6か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。
- 2 一方、申立期間①については、申立人は、「昭和 49 年 11 月に退職した後、すぐに国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、上記 1 のとおり、申立人は 52 年 5 月 31 日に国民年金の任意被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、特殊台帳(マイクロフィルム)を見ると、昭和52年4月の欄に、「ここまで納不要」と押印されていることが確認できるとともに、A市の

国民年金被保険者名簿の検認記録を見ても、同年同月の欄に、「本月分まで納不要」と押印されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 9 月から 11 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月から11年3月まで

平成10年9月に離婚したため、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行うとともに、国民年金保険料については免除申請を行っていたが、「年を取ってから困るので、納付した方がよい。」と言って母が納付してくれたにもかかわらず、申立期間が納付免除のままとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金 保険料をすべて納付している。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとするその母親は、申立期間の自身の保険料について納付済みである上、「娘の離婚後しばらくして、娘から、国民年金は免除にしていると聞いたが、年を取ってから困るので納付した方がよいと思い、私が納付することとした。その後の分だけでなく、それまで免除となっていた分も納付した。」と証言しており、その内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年 金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 5 月から 50 年 3 月までの期間及び 同年 10 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付して いたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から45年3月まで

② 昭和45年4月から46年2月まで

③ 昭和49年5月から50年3月まで

④ 昭和50年10月から52年3月まで

年金は生活の支えと思い、国民年金保険料はすべて納付してきたはずであるにもかかわらず、申立期間①、③及び④が未納とされ、申立期間②が納付免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、11 か月と短期間である上、申立人は、その直前 まで勤務していた会社を辞める際に会社の者から、「厚生年金保険が切れ るから、これからは国民年金保険料を納めるように。」と言われたことを 具体的に記憶している。

また、申立期間④については、18 か月と短期間である上、特殊台帳(マイクロフィルム)により、申立人は申立期間④の直後である昭和52年度の国民年金保険料を、昭和53年7月17日に過年度納付していることが確認できるところ、この時点においては51年度の保険料も過年度納付することが可能であったにもかかわらず、これを納付せずに、保険料額がより高い52年度の保険料だけを納付したとは考えにくく、上記の過年度納付の時点において、申立期間④は納付済みであったと考えるのが自然である。

さらに、特殊台帳(マイクロフィルム)により、申立人は、昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を現年度納付しているのが最初の保険料納付であることが確認できるところ、申立人は、同年 4 月以降 60 歳ま

での期間について、申立期間③及び④以外の国民年金保険料をすべて納付している。

2 一方、申立期間①については、申立人は20歳になった時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、加入手続及び保険料納付の記憶は曖昧である上、前述のとおり、特殊台帳(マイクロフィルム)により、申立人が初めて保険料納付を行ったのは昭和47年度であると推認できることから、申立期間①の保険料については、納付されていないものと考えられる。

また、申立期間②については、申立人は、「免除申請を行った覚えは無い。」と主張しているが、特殊台帳(マイクロフィルム)により、申立期間②を含む、昭和 45 年4月から 47 年3月までの期間について申請免除とされていることが確認できるとともに、申立期間②の直後である 46 年3月から 47 年3月までの国民年金保険料について、56 年3月 21 日に追納されていることが確認でき、この時点において、申立期間②の保険料については、時効により追納することができない。

さらに、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和49年5月から50年3月までの期間及び同年10月から52年3月まで の期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月10日から28年8月4日まで

② 昭和29年8月1日から33年3月15日まで

A社を退職する際、脱退手当金制度の説明を受けたことは無い。脱退手当金を受給していないので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間①と②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、脱退手当金を請求するに当たり、これを失念するとは考え難い。

また、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間と申立期間である2回 の被保険者期間は同一番号で管理されていたにもかかわらず、支給されていな い期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間の事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の前後2年間に被保険者資格を喪失した脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の受給資格がある女性1名がいたが、その者に脱退手当金の支給記録がないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年9月1日から17年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年9月から17年8月までは41万円、同年9月は44万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成17年10月1日から同年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額(44万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成17年10月及び同年11月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から20年1月1日まで

申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっていた。当該期間は、それ以上の報酬を得ていたので、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、16 年 4 月から 17 年 8 月までは 41 万円、同年 9 月は 44 万円と記録されていたところ、18 年 3 月 23 日付けで、16 年 9 月 1 日にさかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所の代表者の標準報酬月額は、 平成17年3月2日付けで、15年10月1日にさかのぼって59万円から9万 8,000円に引き下げられている上、当時当該事業所に勤務していた従業員6 人についても、申立人と同様に、18年3月23日付けで、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられている。 しかしながら、当該訂正処理事実について、当該事業所の代表者は所在不明のため確認できないところ、申立人の所持する給与明細書及び当該事業所の給料台帳によると、申立人の当該期間に係る給与支給額が減額された事情は確認できない上、滞納処分票から、申立期間当時、当該事業所において、厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成18年3月23日付けで行われた でである。 選及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について16年9月 1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由は無いこと から、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初に届け出た、平成16年9月から17年8月までは41万円、同年9月は44万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成17年10月1日から同年12月1日までの期間について、オンライン記録によると、当該事業所における申立人の標準報酬月額は、同年12月8日付けの随時改定処理により9万8,000円に引き下げられ、その後、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(20年1月1日)まで同額で継続していることが確認できる。

しかし、当時の事務担当者は、「途中から厚生年金保険の納付書の納付額が減ったので社長に確認したところ、社長から、社員の標準報酬月額のみを下げたと言われた。」と証言しているところ、上述の給与明細書及び当該事業所の給料台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額(44万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書及び給料台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が当該期間において一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこと から、行ったとは認められない。

3 一方、申立期間のうち、平成17年12月1日から20年1月1日までの期間について、上述の給与明細書及び給料台帳によると、申立人の当該期間における給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(9万8,000円)と一致していることが確認できることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時は、保険出張所)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、20年3月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月1日から20年3月1日まで

昭和19年の6月下旬か7月初旬、A村(現在は、B市)から自分を含む5人が徴用でC社に勤務することになり、同村役場で出発式を行いD駅から同社の引率でE市F区のG寮に入った。同社においては、研修後、電気の保安係に配属され勤務していたが、実母が病気になり徴用解除を申請して20年3月ごろに帰郷した。申立期間については、同社に勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に徴用された同郷の複数の元同僚の徴用時に係る証言、申立人の徴用先からの帰郷に係るその弟の証言、及び徴用期間中の大地震や2度のH大空襲時における申立人の勤務状況についての説明が具体的で文献等の内容とも一致していることから、申立人は、申立期間においてC社I所J工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険(当時の名称は、 労働者年金保険)加入に係る供述及び同社社史の厚生年金保険加入及び保険料 負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、C社I所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存

する被保険者名簿は、昭和 21 年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できるが、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が認められ、これによる被保険者名簿の復元は困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は20年3月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を 改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とす ることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

長野国民年金 事案 707 (事案 429 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 8 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から52年6月まで

短大を卒業後しばらくしてから国民年金に加入し、20歳からの国民年金保険料約7万円を一括納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

国民年金の加入手続を行ったのが昭和54年であるという記録が間違っていると申し立てているのに、この記録が正しいという前提で約7万円の内訳を憶測されても意味が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和 54 年8月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii)町の国民年金被保険者名簿には、申立人が 52 年7月から 54 年3月までの保険料を過年度納付したことを示すゴム印と「54.10.8 52,560」の記載があり、20歳からの保険料の未納分として約7万円を納付したとの申立ては、この過年度納付した金額(約5万円)と 54 年4月から同年9月までの現年度分の保険料(約2万円)の合計額と記憶違いしている可能性が高いこと、iii)申立人が過年度納付した 54 年 10 月は、第3回目の特例納付制度が実施されていた時期であるが、申立期間を特例納付した場合の金額は申立人が記憶している金額と大きく異なっていることから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年2月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「国民年金の加入手続を行ったのが昭和 54 年であるという記録 が間違っていると申し立てているのに、この記録が正しいという前提で約7 万円の内訳を憶測されても意味が無い。」と主張するが、54 年 8 月ごろに申立人が加入手続を行ったことについて、疑うべき点は見当たらないことから、その主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、 還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料について、厚生年金保険加入期間との重複により還付されているとのことであるが、還付を受けた記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が主張するとおり、国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、昭和 49 年 6 月から平成 8 年 12 月までは厚生年金保険被保険者期間であり、この期間を国民年金保険料納付済期間とすることはできないことから、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、特殊台帳(マイクロフィルム)には、還付処理されたことが還付期間及び還付金額とともに明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、国民年金保険料が還付されていないこと をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から同年9月まで

平成2年 10 月に帰郷し、地元の美容室に就職した際、同美容室から、「未納分の国民年金保険料を納めないと厚生年金保険に加入できない。」と言われ、数か月分の国民年金保険料を一括で納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年10月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の20歳到達日及び国民年金保険料の納付日から、申立人は4年12月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳(オレンジ色調の表紙のもの)を見ると、初めて国民年金被保険者となった日として、平成4年12月30日との記載が確認できる上、申立人には、この年金手帳よりも前に年金手帳の交付を受けた記憶が無い。

さらに、申立人は、「就職先の美容室から、『未納分の国民年金保険料を納めないと厚生年金保険に加入できない。』と言われた。」と主張しているが、同美容室の社長は、「当社では昔から、採用した時点ですべて厚生年金保険に加入させていた。従業員に、『年金は老後のためだから、きちんと納めないといけない。』と言ってはいたが、『国民年金保険料を納めないと厚生年金保険に加入させない。』とは言っていないと思う。」としている。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から41年1月1日まで

② 昭和41年1月1日から42年1月5日まで

昭和38年からA社で金型製作業務に就き、40年の冬の賞与を受け取ってから退職した。41年1月からB社でも金型製作業務に就いた。社会保険事務所(当時)の記録では、いずれの事業所も厚生年金保険の被保険者としての記録が全く無い。納得できないので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が氏名を記憶している同僚の証言により、 申立人がA社に勤務したことはうかがえるものの、申立人の勤務期間を特定 できるまでの証言は得られない。

また、上記同僚以外に、申立期間当時、当該事業所に勤務していた 20 人以上の同僚に対し事情を聴取したものの、申立人の勤務実態をうかがわせる証言は得られない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間 及びその前後において健康保険証の番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名 は見当たらない。

加えて、当該事業所は既に解散しており、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は無い上、事業主も他界しており事情を聴取することはできない。

2 申立期間②については、申立人は、B社に勤務したと主張しているが、申立人が氏名を記憶している同僚は、所在不明で証言が得られない。

また、申立期間当時、当該事業所の事務担当者は、「申立人及び当該同僚については記憶がない。当時、厚生年金保険の被保険者資格取得については、

試用期間及び資格取得に係る条件があった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間内の昭和41年4月1日からであることが確認できる上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後において健康保険証の番号は連番で欠番は無く、申立人及び上記同僚の氏名は見当らない。

加えて、当該事業所は既に解散しており、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は無い上、事業主も他界しており事情を聴取することはできない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。